

令和元年度  
三豊市成年後見制度利用促進審議会議事録

日時：令和2年2月10日（月）17：30～19：00

場所：三豊市役所危機管理センター会室

1. 開会

事務局（野島）	<p>本日は、お忙しいところ三豊市成年後見制度利用促進審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日進行を務めます、三豊市地域包括支援センター社会福祉士の野島と申します。定刻がまいりましたので、只今から「令和元年度三豊市成年後見制度利用促進審議会」を開催させていただきます。</p> <p>初めに、当審議会委員の変更についてご報告させていただきます。三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当の亀山様の人事異動に伴い、後任の嶋田様が審議員として委嘱されました。</p> <p>（嶋田様 自己紹介）</p> <p>また、本日は高松家庭裁判所首席書記官の松井 隆樹様、同じく高松家庭裁判所観音寺支部主任書記官の山田 憲治様をオブザーバーとしてお迎えしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、西谷会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. あいさつ

西谷会長	<p>皆さん、こんばんは。年度末のお忙しい時間、また遅い時間の会議へのご出席、誠にありがとうございます。</p> <p>今日は前回の審議会から随分日数が経過しております。この間の基本計画の進捗状況について説明いただくことと、三豊市の現状について、成年後見制度利用促進チェックシートにて説明をうかがい、改善点について、皆さんから忌憚のない意見をいただき、19時には、本会を終了したいと考えております。どうぞご協力の程、よろしくお願ひいたします。最後まで、よろしくお願ひ致します。</p>
事務局（野島）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日の委員の出欠状況を報告いたします。委員総数12名のうち、出席委員11名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、「三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針」第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、附属機関等の会議は、公開するも</p>

	<p>のとなっており、傍聴者の受付をしたところ、現在傍聴者はおりませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長に議事を進めていただきます。西谷会長様よろしくお願いいたします。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. 協議事項

#### (1) 成年後見制度利用促進基本計画について

西谷会長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、(1) 成年後見制度利用促進基本計画について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局（細川）	<p>三豊市地域包括支援センター 社会福祉士の細川です。よろしくお願い致します。</p> <p>資料3 ページです。はじめに、今年度4月に策定した「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」につきまして、少し振り返りご説明いたします。</p> <p>成年後見制度利用促進に関する必要性について、基本計画策定時にもご説明させていただきましたとおり、今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、認知症等による判断能力の低下に伴い金銭管理や契約に困難が生じたり、消費者被害・詐欺のターゲットになる等のおそれがあり、今後、ますます成年後見制度利用が高まっていく背景があります。そのような中、成年後見制度が必要な人に利用されていない可能性があり、様々な課題も挙がっています。成年後見制度が、社会生活上の大きな支障が生じない限り利用されていないことや、意思決定支援や身上監護等の福祉的な視点に乏しい運用、後見人への支援体制が不十分である等の課題に対して、国のほうでも成年後見制度利用促進基本計画の工程表を示して、市町村にもそれぞれ取り組むよう求めています。</p> <p>三豊市におきましても工程表に沿いまして、まず制度の周知、次に基本計画の策定、それから中核機関の設置、この辺りに力を入れて取り組んでまいりました。今日は計画に沿った体制作りが、どこまでできるかを報告いたしまして皆様からご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>4 ページです。「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」より、抜粋したものになります。三豊市では、本人を中心とした「チーム会議」で関係者が話し合うとともに、関係機関の代表者が集まる「協議会」を開きそこで成年後見制度促進に取り組んでおります。</p> <p>5 ページです。中核機関設置について、三豊市では地域包括支援センター、福祉課と三豊市社会福祉協議会や広域において香川県社会福祉協議会が中核機関を担い、成年後見制度の利用を促進しようとして基本計画の中で定めております。それぞれの機関の特徴を活かして、「㊦広報機能</p>

	①相談機能②成年後見制度利用促進機能③後見人支援機能④不正防止効果」に取り組むこととしております。
西谷会長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明、基本計画の中で、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いします。</p> <p>ここまでは前回話合い、こういう流れでいこうと、約一年やってまいりましたので皆さんご存じのところだと思います。今、ご意見は無いようですが、後ほど、ご発言いただけますのでお願いします。</p>

(2) 三豊市の現状と課題

西谷会長	つづきまして、(2)の三豊市の現状と課題(成年後見制度利用促進チェックシート)についての説明を事務局よりお願いします
事務局(細川)	<p>資料6ページです。このチェックシートは厚生労働省の「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引」を参考にして作成しております。</p> <p>中核機関の機能⑦～⑩のチェック項目を大項目・小項目に分け、三豊市の実施状況を1つずつご説明いたします。1つの機能の説明が終わるごとに皆様からご意見をいただければと思います。</p> <p><b>【⑦広報機能1～4 資料読み上げ】</b></p>
西谷会長	⑦広報機能の説明をしていただきました。いかがでしょうか。パンフレットの配置場所や、広報の際に連携する各団体やチームに加わる関係者への広報において、これでよろしいか、皆さんのほうから新しいご提案等ありましたらお願いします。
原田委員	<p>失礼いたします。原田司法書士事務所の方と申します。</p> <p>相談に来られる方について質問します。ご本人がなかなか来られることはないと思いますが、どういう方がよく相談にこられるのですか。</p>
事務局(細川)	<p>そのとおりです。ご本人さんが来られるよりは、ご家族や関係者からの相談が多い状況です。例えば、遠方に住んでいらっしゃる家族から、「三豊市に住んでいる親に認知症があるので心配している。誰か後見人についてくれる人はいないか。」という内容で窓口にご相談に来られることもあります。</p> <p>その際、皆さんのお手元にあるものと同じパンフレットを使ってご説明をしておりますが、なかなかこれを見ただけで、後見人の仕事や今後どうしたらいいのか等、全てをその場で理解していただくことは難しいと感じています。このことについては改善点にもなると思いますが、窓口やその場では全て説明しきれないところがあります。例えば、第三者の後見人が付いた後に、「こんなに報酬がかかるのか。」とか、「亡くなるまで後見人が付くことを知らなかった。」「途中で止めようと思ったけれど止められないのか。」といった、親族の方が誤解をしやすいような内容については、説明時のマニュアル化やリスト化等が現場では必要かと思っています。同様のトラブルや相談が家庭裁判所や後見人にもあるかと思っています。</p>

	もし、後見人を受けられている専門職の方でそのようなことがありましたら教えていただければと思います。
西谷会長	ありがとうございます。原田さん、よろしいでしょうか。 では、時岡さんどうぞ。
時岡委員	パンフレットの配布の仕方ですが、これは事業者や社協関係に配るのですか。チームに加わる関係者への広報について、特に病院、金融機関、福祉施設といったところへは配布していないのですか。
事務局（細川）	希望があるところには、施設等にもパンフレットを置かせていただいています。全ての施設には配布できていません。
時岡委員	特に金融機関では、家族が銀行へ行って、そこで制度を知って驚くケースがあるんですね。親の通帳と印鑑も揃っているのに、なぜお金をおろしてくれないのかと。 金融機関の窓口の方は、「法定代理人をつけてください」と言い、家族が「それは何ですか」と聞くと「成年後見人です」ということで、このような時の成年後見人の説明に、パンフレットがあれば説明しやすいのではないかと常に思っているところです。
事務局（細川）	そうですね。金融機関にもそのようなご要望があるか確認いたしまして、パンフレットを配りたいと思います。 それから、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会のほうで、まだ始まったばかりですが、中核機関の紹介とか、三豊市だったらここへ相談、というような手持ち資料のようなものはありますか。
時岡委員	社会福祉士会では、まだそこまでのものはありませんが、ご要望があれば社会福祉士会のホームページに載せることは可能です。
原田委員	司法書士会でも中核機関にお知らせする様なものは今のところはありませんが、要望があれば考えたいと思います。
秋月委員	弁護士会も同様な状況です。これから三士会合わせて、できたらよいと思います。
西谷会長	他にいかがでしょうか。 同じ様に医療機関にもチラシがあることによって繋がっていくことが考えられます。全く情報が無ければ繋がりがありませんから、このような重装な内容でなくても結構ですので、社会資源としてこういうものがあると知っていただいたり、どこに連絡すればいいか等、パンフレットやチラシが、こちらにお示ししているような機関には必要ではないかと思えます。
事務局（細川）	はい。他の自治体の状況も調べ、確認しながら、皆さんのところに配布できるような簡単なチラシ等の配布を検討したいと思います。
西谷会長	次に④「相談機能」について説明をお願いします。
事務局（細川）	7ページです。【④相談機能 5～8 読み上げ】
西谷会長	ありがとうございました。相談機能についてご質問、ご提案ありまし

	<p>たらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
事務局（細川）	<p>私のほうからよろしいですか。相談機能の6.「情報の集約」、7.「後見等ニーズの精査」、8.「必要な見守り体制」について、チーム会議を開いて情報収集をしたり、今後の支援を決めるということにしていますが、基本計画ができてから今までの間には、まだ後見人を含めての会議は実施できておりません。</p> <p>後見人のほうからチーム会議を開いてほしいとか、後見人を受けたけれど、見守りが十分できず困っている等、現場での声がどのくらいあるのか掴みきれていないので、その辺りのご意見もいただければと思います。</p>
西谷会長	<p>はい。いかがでしょうか。現場からの声。もしよろしければ、いただきたいのですが。</p>
原田委員	<p>成年後見制度を使って財産管理をしている在宅の方では、健康状態の管理をしていくことが基本ですが、通院までは必要ないが、栄養状態が悪くて、仕事に行けなくなったといったことがあるので、現場の希望では、首長申立てに限らず、定期的に保健師や看護師に医学的管理をしていただけるとありがたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。他にありませんか。</p>
事務局（細川）	<p>もう一点、5.「任意後見の相談」については、ほとんど無い状態です。この辺り、司法書士、弁護士の方には任意後見の相談や依頼があるのかどうか、また、中核機関の方で何かできることがあるのか等、お伺いできればと思います。</p>
原田委員	<p>多くはないですが、任意後見の相談はあります。インターネットなどで調べて言葉を知っている方もいらっしゃるし、制度を把握されて相談に来られる方や、そういう相談が年に何回かあります。</p>
秋月委員	<p>弁護士会では、「ひまわりあんしん」という電話相談をしていますが、「判断能力が低下した時に備えたいが、どうしたらいいか」といった任意後見につながる相談が増えています。他の自治体でも任意後見の相談が増えていると聞きます。ただ、そこで受任者を誰に頼むかが問題になっています。受任者が決まらず、頓挫することが多いです。</p> <p>中核機関で任意後見の相談を受けた時、任意後見は契約ですので、誰が受任するかでつまづくことが大きな問題だと思います。受任者として好まれるのは、弁護士や司法書士等の個人よりも、公的な機関。社協の名前がほぼ確実に出ますので、そこでの受任体制を整えていかなければと思います。</p> <p>移行型の任意後見の場合、判断能力低下時に監督人の選任が必要ですが、中には実際発動もせず権利侵害が起きている等と、よくない事案が提示されていることもあります。ただ、ニーズは、時代背景と共にあると思いますので、受任をどうするかを含めて議論していかなければと思</p>

	ます。
時岡委員	<p>東讃のほうでは、社協へ任意後見の依頼が結構来ています。社協でもどうするか、もう話を始めているはずです。なぜ社協かというと、安心できるからですね。個人としては、社協が任意後見を受けてくださると非常にありがたいと思います。</p> <p>ただ任意後見については、法定後見のように研修が行えていないので研修から入っていかないと難しいと思います。</p>
西谷会長	<p>はい、ありがとうございます。よろしいですか。</p> <p>他に④「相談機能」についてご意見のある方いますか。いらっしゃらないようなので、次に⑤「成年後見制度利用促進機能」について説明をお願いします。</p>
事務局（細川）	<p>8 ページです。</p> <p><b>【⑤成年後見制度利用促進機能 9～12 資料の読み上げ】</b></p>
西谷会長	<p>この部分、中核機関で三豊市社協が大きな役割を担っていらっしゃるので、現在の進捗状況や予定など、何か確定していることがありましたら紹介をお願いします。</p>
嶋田委員	<p>失礼いたします。資料 13 ページをご覧ください。</p> <p>これは昨年度、三豊市社協と地域包括支援センターとの合同勉強会の際に、坂出市社協から提供された資料です。こちらが香川県における市民後見人受任のスタイルになっています。</p> <p>資料の上段の説明になりますが、社協が法人後見を受任している体制の中で、まずは研修を受けて法人後見支援員として活動していただき、その後、社協の法人後見からスライド式で市民後見人に移るという形態になっています。その際、社協がタイミングをみて後見人を退任し、同時に社協が市民後見人を次の候補者とする申立てをしております。またそれと同じタイミングで社協が、成年後見監督人となる申立てをすることになっております。</p> <p>資料の下段にある市民後見人が直接受任する流れのほうは、家庭裁判所から社協に受任依頼があった時に、法人では一度も受任せずに、初めから市民後見の方が受任する形態です。市民後見人が成年後見人になる場合は、同じく社協が市民後見監督を受任しています。</p> <p>三豊市でも、始めは社協の法人後見ケースを市民後見人にスライドするスタイルをとり、後に直接、市民後見人が受任する形をとることになると思います。</p> <p>また、養成研修につきましては 14 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、坂出市の社協から提供していただいた、平成 23 年度実施の坂出市の市民後見人養成実務研修の資料ですが、このカリキュラムやさぬき市、丸亀市の研修内容を参考にさせていただき、県社協が実施している、成年後見制度人材育成研修会のカリキュラム等の兼ね合いを検</p>

	<p>討しながら内容をつめていく予定です。</p> <p>それから養成講座とは別に、フォローアップ研修が大事になってくると思います。坂出市では2か月に1度、開催されているようですが、三豊市においても、手厚いフォローアップができるように体制を考えていければと思っています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。㊦「成年後見制度利用促進機能」のところでご意見、ご質問、ご提案等ありましたら、ご発言をよろしく願います。</p>
時岡委員	<p>実は今日、東讃地区で同様の会があり、そこでも問題になりましたが、市民後見人には、監督人が付きますよね。この監督人に社協が付くことが多いのですが、社協に依頼する方は、あまりお金を持っていない方が多いのです。この監督人の報酬について、お金を持っている方はいいのですが、そうでない方はどうするのですか。</p> <p>三豊市では、成年後見制度利用支援事業を使っている方に対して、監督人の報酬は出るのでしょうか。</p>
事務局（細川）	<p>三豊市では現在、監督人に報酬を出したケースはありません。要綱では、報酬扶助の対象は「成年後見人等」となっています。しかし、成年後見制度利用支援事業が使えないことで成年後見制度が利用できないということは避けなければならないので、今後、対応はしたいと考えます。</p>
時岡委員	<p>ぜひ、願います。</p>
西谷会長	<p>他にありませんか。</p>
事務局（細川）	<p>三豊市では来年度、市民後見人養成講座を開催する予定ですが、人をどれだけ集められるか、どこに募集をかけていけばよいか、先進的などころの取り組みをご存じの方に教えていただければと思います。</p> <p>坂出市や丸亀市に伺うと、はじめは、直接この人にと声をかけ、取り組んでいったそうですが、一般公募しないのかといった話が出ることもあると思います。</p> <p>三豊市の場合、どのような募集の仕方がいいのか。もし、他の市町の取り組みの中で情報があれば、お話しを伺いたいと思います。</p>
西谷会長	<p>いかかでしょうか。後見人養成講座の募集ですね。どんな風にどなたに声をかけるのかというところですか。お考えがありましたらお聞かせください。</p>
時岡委員	<p>高松市や東かがわ市も一般公募しています。さぬき市は、ある程度人選し、行政職・教師を退職した人、民生委員等に声をかけているようです。高松市はどのようにするのか、また確認してください。</p>
原田委員	<p>市民後見人は何人くらい必要と考えていますか。各旧町単位で1人とか、もう少し必要としていますか。</p>
嶋田委員	<p>旧町単位で各1名というのは難しいです。人数が多い町もありますので。</p>

原田委員	町単位で、人口に違いがあるので、難しいのですね。
西谷会長	高松市の件ですが、初回の養成講座から一般公募でしたか。
時岡委員	そう思います。
西谷会長	他にご意見いかがですか。
事務局（細川）	今回、市民後見人養成講座の募集に民生委員のご協力をお願いしたいのですが、どうしたらいいか教えていただきたいです。
前田委員	三豊市に限らずですが、昨年12月に民生委員の改選があり、約半数が新しく入れ替わりました。新しい委員の方は、成年後見制度がどのようなものなのか分からない方が多いと思うので、各町をまわって、説明していただかないと難しいかと思います。
西谷会長	<p>市民後見人を養成しようという目的で講座を開催しても、受講した皆さんが、市民後見人として活動されるわけではなく、中には生涯学習の意味合いで受講する方や、自分の地域の実情を知りたいというような意味合いで受講される方もおられるかもしれません。</p> <p>予め詳しく制度を知らなくても、受講していただくことで、地域の福祉ニーズや福祉課題が分って後見人を受けてくださる方もいるかもしれません。市民講座を持つことそのものが、その町の福祉に寄与できるチャンスであったり、内的動機になると考えることもできます。</p> <p>そのような観点から元教師や行政職の退職者、民生委員、保健師や関連領域に関わっていた方をお願いする際には、おそらくは後見人として活動してくださると期待するわけですが、かたや公募して、受講しても、後見人として候補ということになった時に、今度は受講した方がどなたも後見人を受けてくださらないことも考えられますので、三豊市がどちらを選択するかを考えていくということです。三豊市のスタンスをご検討してください。</p>
事務局（細川）	ありがとうございました。
西谷会長	次の㊥「後見人支援機能」の説明をお願いします。
事務局（細川）	<b>【㊥後見人支援機能 13～20 資料読み上げ】</b>
西谷会長	<p>㊥「後見人支援機能」についてご質問、ご発言等ございましたらお願いします。</p> <p>19.「家庭裁判所との連携」について、まだ実績はないということですが、今日は家庭裁判所からオブザーバーとしてきていただいています書記官の方に、福祉のシステムの制度に司法で関わり、今後ますます関係、つながりをしっかりしたいということで何かご提言、ご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
松井首席書記官 （オブザーバー）	<p>本庁、首席書記官 松井でございます。</p> <p>今、三豊市の取り組みが、一番進んでいるところですが、それ以外の地域でも中核機関の立ち上げ準備が徐々にできております。裁判所でも、各圏域で中核機関を構成するメンバーの方と、顔の見える関係を作ろう</p>

	<p>と取り組んでいるところです。本庁からも管内支部をサポートして、支部のほうでも後見事務担当者が、各自治体と顔の見える関係を築きたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、本人と後見人との関係がうまくいかないことは、専門職の後見人からも伺うところですが、関係がうまくいかないのも、後見人を辞めたい場合は、辞任の申し立てや新たな後見人の選任の申し立てをしていただいで対応しております。</p> <p>後見人の方が辞めたくない場合で、後見事務にも問題が無いケースであると、職権で解任するのは法律上難しいところです。</p> <p>この辺りについても、実際にそのような事案があれば、相談していただき、裁判所でもどう対応するのがよいか検討する必要があります。中核機関でそのような情報をつかんでおられたら早目に裁判所に情報提供していただき、必要に応じて裁判所の方でも後見人等から事情を伺ったり、調査官による調査をするなどして、適切に対応できるよう、検討していく余地があると考えております。</p>
西谷会長	<p>より良い連携を作っていくということだと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>細川さんから何かご発言ありますか。</p>
事務局（細川）	<p>連絡体制について、中核機関にそのような情報があれば、家庭裁判所へ相談ということでしたが、家庭裁判所のほうで、困っているケースがあった場合、その情報を中核機関にいただいて、こちらで何か支援ができないか話し合う等、いわば双方の情報のやり取りが可能かどうか教えていただければと思います。</p>
松井首席書記官 (オブザーバー)	<p>裁判所でも中核機関とどう連携が取れるのか、中央でも議論しているところです。個人情報の提供という問題も含まれますので、どう対応できるのか検討し、可能な範囲で連携していくような態勢作りが必要であると考えているところです。</p> <p>中核機関では、後見人の解任はできないので、情報をいただいたものについては、裁判所としての対応がどうなったか可能な限り情報をフィードバックして、お互いのノウハウの蓄積を重ねていけたら良いと考えています。</p>
事務局（細川）	<p>それから、後見人が専門職の場合、例えば後見人を代えてほしいと本人から希望があった場合、どのような流れで相談すればいいのか、三士会の方にも教えていただければと思います。</p>
西谷会長	<p>社会福祉士会から、ご発言をお願いします。</p>
時岡委員	<p>実は担当している社会福祉士会に、後見人を代えてほしいという内容の問い合わせが、3件ありました。この場合、本人に確認できる場所は確認しますが、3件とも本人ではなく、親族からの話でした。変更希望を苦情と捉えて内々で解決できるものだったらいいのですが、そうで</p>

	はない場合は、裁判所との話し合いが必要になると思います。
原田委員	司法書士会リーガルサポートの場合、具体的に苦情があった場合の詳細は把握していませんが、もし、本人や家族と後見人がうまくいっていないケースがあった場合、リーガルサポートの中でも原因を探し、本人に対応ができないとあれば、適任な後見人がいれば、交代の話を進めていきますし、実際そういう話もきいています。
秋月委員	<p>弁護士が選任されている場合は、ほとんどが紛争事案です。親族から意見があるのはよくあることです。後見人を交代させてほしいとの意見の場合は、裁判所で解任の手続きの相談をするようご案内しています。</p> <p>また、交代ということになれば、弁護士会でも後見人候補者の名簿を整えておりますので、家庭裁判所の依頼に応じて、そこから別の方を推薦することは可能です。</p> <p>ただ、後見人交代の当不当は、家庭裁判所が判断するのが原則だと思います。</p>
西谷会長	よろしいでしょうか。
事務局（細川）	はい。ありがとうございました。
西谷会長	⑤「後見人支援機能」で他にご発言のある方はいらっしゃいませんか。では次に④「不正防止効果」について説明をお願いします。
事務局（細川）	【④不正防止効果 21 資料読み上げ】
西谷会長	<p>④「不正防止効果」で質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>只今の議案⑦～⑩まで通して、1つ1つ説明していただきましたが、言い残したこと、もう一度振り返りたいこと、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
時岡委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>先ほどの、専門職後見人が交代するということですが、これは、これから増えてくる問題だと思います。法律家が関わり、解決すべき問題を解決した後、法律家がずっと後見人で見てくれるかということ、そういう訳にはいかないと思うのです。</p> <p>問題が解決したケースの後見人を誰が引き継ぐか、専門職として社会福祉士も受けられますが、実は社会福祉士も2～3年前に比べ減っている状況です。</p> <p>そうすると、やはり市民のことは市民でとなると、社協の法人後見のほうが良いと思います。市民後見人は、法人後見が動き出してから考えて良いのではと考えています。法人後見で、できるだけ支援員として活動してもらい、この方だったら良いと社協が判断した方に、市民後見人として受けてもらおうと良いと思います。</p> <p>問題が無くなったケースはできる限り、法人後見で受けてもらおうのが、私としては希望です。</p>

西谷会長	これは、社会福祉士会を代表して、ご希望を述べられましたので、社会福祉協議会に伺ってみましょう。
藤川委員	先ほど、「任意後見受任には社協に」という意見もいただきまして、社協の責任の重さに身が震える思いです。今、社協では後見業務以外に日常生活自立支援事業もしております。現在 33 件と後見を 11 件受任しており、人員の話になりますが、相談支援員 5 人体制で回しておりますので、日中はほぼ毎日、社協はもぬけの殻です。 計画にもありますように、継続的な支援体制とかサポートを、とありますが、今の体制では極めて難しいので、今後、今のやり方も含めて行政も一緒になって考え、さらに協議を深める必要があると思います。
西谷会長	ありがとうございました。ますます受任が増えますが、しかし丁寧にしないと市民の福祉の問題です。数が増えても当然、「質の担保」も必要ですので大変ですが、ぜひ前向きにご検討いただきたいです。
事務局（細川）	「質の担保」ということについて、今回、成年後見制度利用促進が始まった背景の一つとして、「本人の意思決定支援」が挙げられます。財産管理だけではなく、本人支援の在り方、意思決定支援をどのようにしていくか、今後具体的な内容が重要になってきます。 実際に社協で法人後見を受けて、意思決定支援で迷ったことや、今後協議したいことがあれば教えていただければと思います。
嶋田委員	やはり、在宅の方が入所するタイミングが一番迷い、悩みます。 認知症高齢者の場合、ケアマネや直接の支援者、後見人を中心にして今後の方向性を担当者会で話すのですが、もう少し頑張ったら在宅で居られなくもないけれど、本人の状態や安全面を考えたとき、もちろん、本人の合意形成をとりますが、限られた選択肢の中でこのまま進めていくのかどうか、毎回悩むところです。 施設入所されてすぐに落ち着くわけではないので、入所後の様子を伺うと、これでよかったのかと担当者は悩むところです。 担当者や支援者以外の方に入っただき、客観的意見を聞けることで、進めたその選択が間違っていなかった、良かったと後見人として思えると、後見業務を担う身として少し肩の荷が下りることがあるのかと思います。
西谷会長	ありがとうございました。細川さんいかがでしたか。
事務局（細川）	ありがとうございます。まさに、この度の成年後見人制度利用促進の中心になるお話だと思います。成年後見人が権限を持っていても権限だけでは支援しきれないところもあり、家庭裁判所も福祉的なアドバイスはなかなかしにくいことから、この話し合いが始まっていますので、これまでもご説明させていただいている「チーム会議」を充実させて進めていきたいと思っています。
西谷会長	いろいろな立場から人々の生活のことを考えるのは重要だと思います。

	す。
--	----

(3)「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関わるガイドライン」について

西谷会長	それでは次の議題に入ります。 (3)「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」について事務局より説明をお願いいたします。
事務局(細川)	【身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について(通知) 資料 読み上げ】 各関係機関に周知依頼をお願いします。
西谷会長	これは、協議ではなく、周知でよろしいのですか。
事務局(細川)	はい。もし、今日ご出席の委員の方で病院や施設で、このようなことへの対応をどうしているのか分れば、教えていただければと思います。
西谷会長	施設や病院関係者の方、ご発言いただきますと助かります。
仁井委員	病院でこういったケースは具体的には事務が対応するのですが、だいたい身元保証人に後見人がついておられたら、それで受けています。
筒井委員	施設としても入所する段階で後見人がついていたら、特に保証人を別に求めることはありません。
事務局(細川)	ありがとうございます。今日出席されている委員さんのところは、とても理解がありますが、時々、市内でも「保証人がいないとだめですよ」「後見人ではちょっと…」という話を聞くこともあるので、どこの病院、施設でも同じ対応をしていただけるよう、各協議会などで、広く周知をお願いしたいと思います。
西谷会長	ぜひ、お願いします。

#### (4)その他

西谷会長	(4) その他 事務局から説明をお願いします。
事務局(細川)	44 ページです。【診断書につける本人情報シートについて説明】
松井首席書記官 (オブザーバー)	これについては、今日机上に配布しています、本人情報シートの提出状況に係る報告書をご覧ください。令和元年7月～9月終局分です。 全庁的に見ると、香川県では、本人情報シートの提出率は全国平均より高くなっております。 7月の40%から8月70.4%、9月82.4%と関係機関の協力があり、香川県は全国にも増して提出してもらっている状況です。資料としてお配りしてはいないですが、近々の報告では、10月87.5%、11月83.8%、12月93.8%と、かなり香川県は提出率が高いのが実情です。関係機関の協力が功を奏している状況が見て取れます。
西谷会長	ありがとうございます。これについて何かありますか。
事務局(細川)	本人情報シートについては、医療関係者へもこのシートの周知をしていただき、診断書へ反映していただきたいと思います。
西谷会長	その他に、全体を通じてのご意見でもかまいませんので、何かご発言は

	<p>ありますか。</p> <p>三豊市の取り組みは他府県他市町に先んじて、大変先駆的であると、国からも注視されているところです。ぜひ皆さんとの協議を重ねて行きたいと思えます。</p> <p>それでは、議事進行を事務局に返させてもらいます。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 閉会

事務局（野島）	<p>以上で本日の議題は終了いたしました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、健康福祉部長 滝口よりご挨拶申し上げます。</p>
滝口部長	<p>本日は、お忙しい時間にもかかわらず快くお集まりいただき、終始熱心にご討議いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>会長からはお褒めの言葉もいただきましたが、これは本日ご出席いただいている皆様の熱心なご指導の賜りがあってこそ、事務局が活動できている、お互いがお互いを高めあっている結果がこうなっているのだらうと思っております。</p> <p>最近、家庭の状況も複雑になっており、成年後見制度をいかに活用していくかが課題になっております。令和2年度には市民後見人養成講座について取り組んで行こうと思っております。また、家庭裁判所をはじめ、中核機関の皆様とも関係を密にして支援体制を構築し、関係を強化していきたいと思えます。</p> <p>今後も皆様のご支援賜りまして、益々良い制度利用に取り組んでいきますのでよろしくお願い申し上げます。本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。</p>
事務局（野島）	<p>以上をもちまして、令和元年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。</p> <p>長時間ご審議ありがとうございました。交通には気を付けてご帰宅ください。</p>